

次期京都市市民スポーツ振興計画に関する策定業務仕様書

1 経過

京都市では、平成23年度に、その後10年間（令和2年度まで）の市民スポーツ振興のための総合的な計画である「京都市市民スポーツ振興計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、平成27年度には中間見直しを行い、改訂版を策定した。

しかしながら、計画期間終盤の令和元年度末頃からのコロナ禍により、1年延長することとしたが、その後もコロナ禍は収束に至らず、市民スポーツ振興の在り方を再検討する必要に迫られたことから、計画期間を改めて見直すこととし、上位計画である「京都市基本計画」を踏まえ、令和7年度まで再延長した上で、令和4年3月に追補版を策定した。

一方で、国の第3期スポーツ基本計画は令和8年度までと設定されており、「次期京都市市民スポーツ振興計画」（以下、「次期計画」という。）の始期を令和8年度からとした場合、1年のずれが生じるとともに、現在「次期京都市総合計画」の策定作業が進められている中で、これと並行して作業を進めることで、内容の反映が不十分となる可能性がある。

このことから、次期計画が関連する各計画を踏まえた内容となるよう、現行計画の期間を令和8年度までさらに1年延長することとして、令和7年度第1回京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（以下、「推進会議」という。）で審議し、承認された。

その後は、市民アンケートやスポーツ関係団体への意見聴取を実施し、次期計画策定に向けて推進会議等で議論を行っている。

2 目的

本業務は、令和9年度を始期とする次期計画の策定に向けて、令和7年度に実施した市民アンケート調査やスポーツ関係団体への意見聴取などを基に、次期計画の策定・施行に向けた取組を行うもの。

3 業務内容

(1) 次期計画の素案の検討

令和7年度に実施した市民アンケートやスポーツ関係団体への意見聴取の結果、国の第4期スポーツ基本計画の検討状況などから、次期計画の素案の作成及び提案を行う。

(2) 京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議の運営補助

次期計画の策定に向けた意見聴取を行うための推進会議（計4回開催予定）に出席し、次期計画に関する意見等を取りまとめ、次期計画の策定に向けての検討を行う。

※ 推進会議開催の調整や摘録作成等、運営は京都市において行う。

推進会議の開催回数：計4回（想定）

推進会議の委員は、12名（委員謝礼は本市負担）

第1回は、令和8年5月～6月に開催予定

推進会議とは別に、委員長、委員長代理、事務局による検討会議を実施

(3) 市民意見募集（パブリック・コメント）の実施補助

令和8年12月から令和9年2月にかけて実施予定

推進会議で意見聴取をして取りまとめた案に基づきパブリックコメントを実施するが、効果的な実施手法を検討及び提案するとともに、概要版など意見聴取のために必要な冊子を作成し、実施後は、募集した意見の集約及び分析を行う。

(4) 次期計画冊子の作成

次期計画案（最終版）を元に、レイアウト、デザインを含めて次期計画冊子及び概要版のデータを作成する。なお、データは、本市にて印刷・製本が可能な形式とすること。

(5) その他

策定のための取組については、京都市と協議のうえ、京都市の指示に基づき実施する。また、次期計画策定のための取組に関連して実施すべき事項を指示した場合には、当該事項を実施する。

4 その他

(1) 著作権

報告書及びこれらの成果物を作成する過程で生み出した基礎となる本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の著作権は、京都市に帰属する。

(2) 自主的な情報収集

受託者は、取組の実施や報告書の作成に必要な情報を自主的に収集、報告するとともに、有益な提案を積極的に行う。

(3) 京都市との打合せ

受託者は、本業務の遂行に当たっては、必要の都度、京都市と打合せを行い、業務の進行状況の報告を行う。また、計画的な業務の推進のため月ごとの業務工程表を作成し打合せを行う。

(4) 関連業務との連携・調整

受託者は、本業務を円滑に推進するに当たり、次期計画の冊子作成など密接に関連する業務について、京都市その他関係各所と連携・調整を行う。

(5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、京都市等との会議又は打合せが必要な場合、京都市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せ場所を確保する。

(6) 本業務に付随する経費

受託者は、推進会議委員への謝礼及び会場費を除く本業務に付随する諸経費（交通・車両費等）は、すべて負担する。また、推進会議とは別に実施する委員長、委員長代理、事務局による検討会議運営業務に要する費用についても、受託者の負担とする。

(7) データ保護及び個人情報の保護

受託者は、データ保護及び個人情報の保護を遵守する。

5 成果物

京都市に納品する成果物は、以下のとおりとする。

- (1) 計画案概要版（パブリック・コメント用） 2, 0 0 0 部及び電子データ
- (2) 計画冊子及び概要版の電子データ
- (3) 本業務で取得または作成した資料及びその電子データ